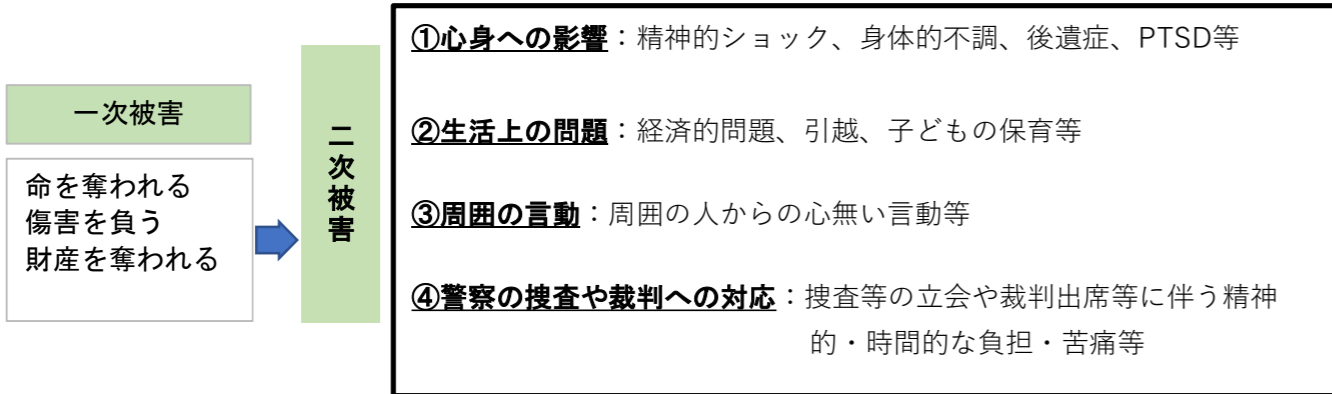


# 伊勢原市犯罪被害者支援施策（案）

## 1 犯罪被害者等の定義等

- 定義：「犯罪被害者等」とは、「犯罪等により害を被った者及び家族又は遺族をいう。」  
(犯罪被害者等基本法第2条)
- 犯罪被害者等は、命を奪われ、家族を失い、傷害を負わされ、財産を奪われるという目に見える被害（一次被害）に加え、その後に発生する様々な二次被害に苦しめられるため、きめ細やかな支援が必要



## 2 犯罪被害者等支援の現状と背景

### (1) 国

#### 犯罪被害者等基本法（施行：平成17年）

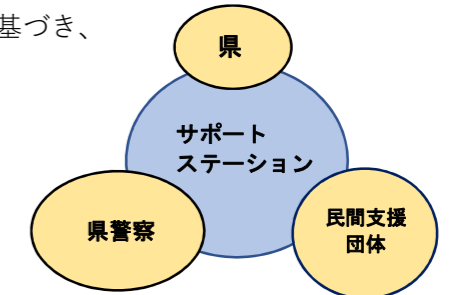
- 目的：犯罪被害者等の権利利益を保護
- 役割分担：第5条「地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」

#### 第4次犯罪被害者等基本計画（計画期間：令和3～7年度）

- 国が、犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な促進を図るため、法に基づき策定（平成17年～）。第4次基本計画のポイントとして、地方公共団体における犯罪被害者等支援をあげており、その他に地方公共団体に対して、次の事項の要請、啓発等を行うこととしている。
- ① 地方公共団体による見舞金制度の導入促進等
- ② 公営住宅への優先入居や目的外使用の取扱いの推進
- ③ 被害直後からの生活支援に関する取組がなされるよう啓発・情報提供
- ④ 総合的対応窓口等の充実の促進、公認心理師等の専門職の活用

### (2) 神奈川県

- 県では、「神奈川県犯罪被害者等支援条例」（平成21年施行）に基づき、支援推進計画を策定し、総合的・計画的に取り組んでいる。「かながわ犯罪被害者サポートステーション」を設置し、県、県警察、NPO法人神奈川被害者支援センターの3機関が一体となって支援を提供している。



- 支援対象者：原則として、殺人、傷害、性犯罪等により心身に被害を受けられた方やその家族

- 支援内容：

法律相談	カウンセリング	ホテル宿泊	県営住宅一時利用	生活資金貸付
2回まで	10回まで	3日以内	原則3ヶ月以内	不測の諸経費

- 広報啓発：神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進協議会を母体とした県民運動の展開

### (3) 伊勢原市

#### 現在の相談・支援体制

- 市役所：市民生活部人権・広聴相談課広聴相談係に犯罪被害者等支援の総合的対応窓口を設置し、かながわ犯罪サポートステーション等の適切な機関の案内等を行っている。
- 市内組織：伊勢原被害者支援ネットワーク（事務局：伊勢原警察署）市内関係機関により組織され、情報共有等を行っている。
- 市内刑法犯罪名別認知件数（令和3年）： (件)

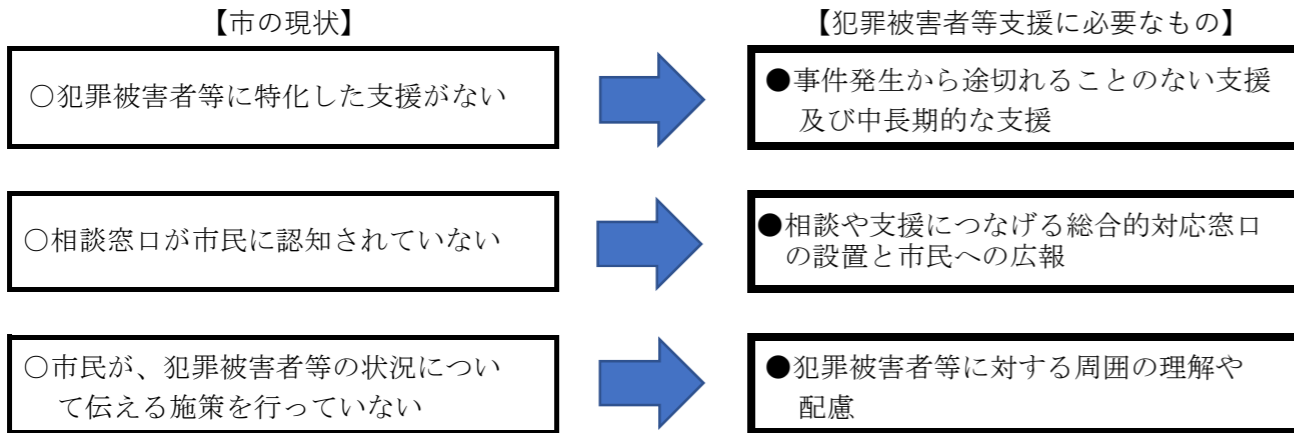
凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他	総数
5	30	196	16	6	38	291

(神奈川県警察HPより)

# 伊勢原市犯罪被害者支援施策（案）

## 3 本市の課題

○本市においては、近年大きな犯罪事案は発生していないが、国からは**基礎自治体として犯罪被害者等に寄り添った支援が求められていることから、既に支援を実施している県との役割分担を踏まえた上での支援制度の構築は喫緊の課題である。**



## 4 本市における今後の犯罪被害者等支援施策

○方向性  
本市の姿勢を明確にするため、**犯罪被害者等の支援に特化した条例を制定**し、県でカバーできない支援を行うなど、基礎自治体として犯罪被害者等に寄り添い、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現をめざす。

○市と県との主な役割分担

県：①初期対応（被害発生～3ヶ月程度）、②重大犯罪の犯罪被害者等の支援、

③広域的な広報啓発

市：①初期を含めた中長期的支援

②**重大犯罪以外の犯罪被害者等も支援**

③**身近な地域における広報啓発**

住み慣れた地域で  
暮らし続けるための  
セーフティネット

生活支援を中心とした  
きめ細やかな支援を実施

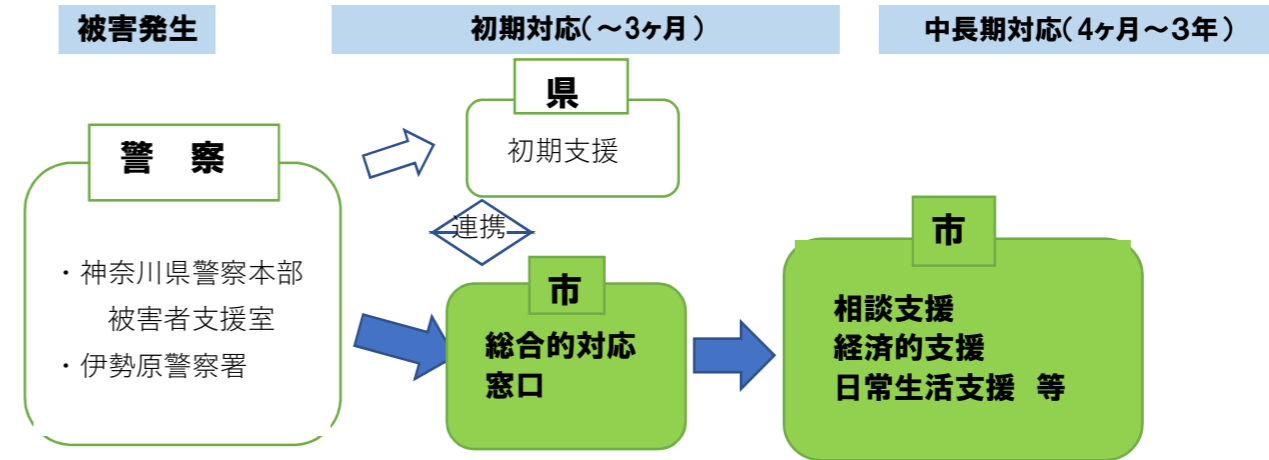
○施策内容

①犯罪被害者等に特化した支援の実施：相談支援、日常生活支援、経済的支援、住居支援

②犯罪被害者等を支援するための体制整備：職員研修

③被害者の状況や相談窓口の広報啓発：市民・事業者・庁内への広報、啓発

【施策イメージ】



## 5 支援対象

○県の支援を受けることができる犯罪被害者等

・凶悪犯【殺人・重傷傷害（全治1ヶ月以上）】 ・風俗犯（性犯罪）

・重大な交通事故（危険運転致死傷罪、死亡、全治3ヶ月以上の重傷事件等）

⇒ 上記の犯罪被害については、に犯罪被害者等の**心身に対するダメージが大きく、日常生活に支障をきたし、きめ細やかな支援を行う必要がある**ため、県と役割分担の上、**本市において、犯罪被害者等に特化した相談支援、経済的支援、日常生活支援、住居支援等**を行うとともに、必要に応じ円滑に既存施策へつなげる。

※粗暴犯（傷害、暴行等） ・知能犯（詐欺等）

⇒ 県の支援対象とならない上記の犯罪被害については、**再被害への恐怖感や精神的に不調**となるため、本市において、**犯罪被害者等に特化した相談支援を行う。**

# 伊勢原市犯罪被害者支援施策（案）

## 6 条例案の概要

### (1) 条例について

- 犯罪被害者等基本法の趣旨にのっとり、犯罪被害者等支援について、**市の基本理念を定めた上で**、市・市民等・事業者の責務を定め、**地域全体で犯罪被害者等を支える**地域社会の実現をめざす。また、**犯罪被害者等に特化した支援について定める**とともに、二次被害を生じさせないように**人材育成や市民等への啓発活動等について定める**。

### (2) 条文構成

#### ○ 条文構成案

- |            |                            |
|------------|----------------------------|
| 第1条 目的     | 第8条 本市内に住所を有していない犯罪被害者への支援 |
| 第2条 定義     | 第9条 支援を行わないことができる場合        |
| 第3条 基本理念   | 第10条 人材育成                  |
| 第4条 本市の責務  | 第11条 民間支援団体への情報の共有         |
| 第5条 市民等の役割 | 第12条 市民等への啓発活動             |
| 第6条 事業者の役割 | 第13条 意見の聴取                 |
| 第7条 支援事業   |                            |

	条文の概要案
第1条 目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 犯罪被害者等支援法の趣旨にのっとり、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念、市の責務、市民等及び事業者の役割を定め、支援のための施策を総合的に推進することにより、犯罪被害者等の権利保護並びに被害の軽減及び回復を図り、安心して暮らすことができる地域社会を実現することを規定</li> </ul>
第2条 定義	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本条例における用語の意義を規定</li> </ul>

	条文の概要案
第3条 基本理念	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んじられるよう配慮して行われること、また、市、関係機関等、市民等、事業者は二次被害及び再被害の防止に配慮するものとする等、基本理念を規定</li> </ul>
第4条 本市の責務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 犯罪被害者等が日常生活を円滑に営むことができるよう施策を策定し実施すること等を規定</li> </ul>
第5条 市民等の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 犯罪被害者等を地域社会で孤立させないよう努める等、市民の役割を規定</li> </ul>
第6条 事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 犯罪被害者等の就労等について、事業者の役割を規定</li> </ul>
第7条 支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 犯罪被害者等が日常生活を円滑に営むことができるよう、犯罪被害者等の支援に特化した市の事業を規定</li> </ul>
第8条 本市に住所を有していない犯罪被害者等への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本市に住所を有していない者が本市内で発生した犯罪等により犯罪被害者等となったときは、住所地の地方公共団体と連携及び協力することを規定</li> </ul>
第9条 支援を行わないことができる場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支援を行わない場合を規定</li> </ul>
第10条 人材育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 犯罪被害者等への支援の充実を図るため、市職員に対し人材育成に必要な取組を行うことを規定</li> </ul>

# 伊勢原市犯罪被害者支援施策(案)

	条文の概要案
第11条 民間支援団体への 情報の提供等	<ul style="list-style-type: none"> <li>犯罪被害者等の支援を行う民間団体について、市は、必要な情報の提供、その他必要な取組を行うことを規定</li> </ul>
第12条 市民等への啓発活動等	<ul style="list-style-type: none"> <li>犯罪被害者等が地域社会で孤立しないようにするため、犯罪被害者等が置かれている状況及び二次被害の防止について市民等の理解を深めるよう、必要な取組を行うことを規定</li> </ul>
第13条 意見の聴取	<ul style="list-style-type: none"> <li>犯罪被害者等支援を行うため、関係機関等から意見を聴き、施策に反映させるよう努めることを規定</li> </ul>

## 7 相談支援

### (1) 相談支援 (基本法第11条 相談及び情報の提供)

○ 犯罪被害者等は精神的なケアや刑事手続への関与など種々の場面での**専門的支援が必要**となる。県でカウンセリングや法律相談を実施しているが、対象範囲が狭く、市で実施しているのは一般的な弁護士相談であることから、**犯罪被害者等に特化した相談支援**を行う。

犯罪被害者等の支援に精通した**公認心理師等によるカウンセリング**や**弁護士による法律相談**を実施する。

## 8 日常生活等への支援

### (1) 経済的支援 (基本法第13条 給付金の支給に係る制度の充実等)

○ 犯罪被害者等に対し、被害の状況に応じ、簡易・迅速に支給される**犯罪被害者等に特化した支援金**の制度を実施する。

**遺族支援金**  
被害者が死亡した場合に、遺族の代表者へ支給

**重傷病支援金**  
被害者が重症病を負った場合に、本人へ支給

**性犯罪被害者支援金**  
性犯罪被害を被った場合に、本人へ支給

※重傷病：療養期間1ヶ月以上、かつ入院3日以上を要する負傷または疾病

### (2) 日常生活支援 (基本法第14条 保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

○ 犯罪被害者等になることで、身体的及び精神的に日常生活を送ることが困難となる。また、刑事手続きに関わることで生活に支障が生じることから、**日常生活に対する支援を利用した場合の費用助成**を行う。

**配食サービスの費用助成**  
犯罪被害に遭い、心身に被害を負ったことで食事を作ることが困難となった場合、**配食サービスを利用した際の費用の助成**

**一時預かりサービスの費用助成**  
刑事手続きや裁判等で外出しなければならない時に、**未就学児の一時預かりサービス等を利用した際の費用の助成**

# 伊勢原市犯罪被害者支援施策（案）

## (3) 住居支援（基本法第16条 居住の安定）

- 「自宅において犯罪被害に遭う」、「犯人が逮捕されていない」等、犯罪被害者等が**現在の住居に住み続けることが困難な場合**に対する支援を行う。

### 緊急避難に関する支援

宿泊施設での一時的な宿泊費用の助成

### 転居に関する支援

現在の住居に住み続けることが困難になった場合の転居費用の助成

## 9 市民等への啓発活動（基本法第20条 国民の理解の促進）

- 犯罪被害者等は周囲の言動から二次被害を受けることがあり、犯罪被害者等の取り巻く状況は国、県において犯罪被害者週間（毎年11/25~12/1）を中心に広報啓発を行っているが、本市においてもさらなる広報啓発を行う。

犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、**市民等、事業者へ犯罪被害者等を取り巻く状況と、市の支援施策や相談窓口の広報啓発に努める。**

## 10 条例施行のスケジュール

令和4年度

12月5日～令和5年1月6日

パブリックコメント

12月

庁内関係課との調整等

3月

市議会へ条例案の議案上程

令和5年度

関係機関（神奈川県弁護士会等）との協定締結

条例施行・支援開始